

和歌山県立博物館における公的研究費の不正防止計画

令和元年7月25日制定

和歌山県立博物館では、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」（平成26年2月18日改正）を踏まえ、公的研究費の適正な運営及び管理を行うとともに不正使用を防止するため、次のとおり不正防止計画を定める。

1 機関内の責任体系の明確化

公的研究費を適正に運営及び管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス責任者等を置き、責任体系の明確を図る。

（最高管理責任者）

最高管理責任者は館長とし、不正使用防止に係る役割を担い、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

（統括管理責任者）

統括管理責任者は副館長とし、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。統括管理責任者は、不正防止計画に基づき具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに最高管理責任者に報告する。

（コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者）

コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は総務課長と学芸課長とし、公的研究費の運営・管理について、不正使用防止の実質的な責任と権限を持つ。コンプライアンス推進責任者は各課における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに統括管理責任者に報告する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（ルールの明確化・統一化）

事務処理マニュアル等を整備し、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知する。

（コンプライアンス教育等）

公的研究費の事務手続きのルールや職務権限を明確化し、全ての構成員に対しコンプライアンス教育等を実施するととも公的研究費の不正使用等を行わない旨の誓約書を提出させる。

3 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正発生の要因	防止計画
・不正発生の要因を把握できていない。	・不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意し、不正発生の要因を把握し、不正防止計画の進捗状況を確認するとともに、見直しを行う。

4 公的研究費の適正な運営及び管理

不正発生の要因	防止計画
・取引業者と研究員が必要以上に密接な関係を結ぶことで癒着が生じ、不正取引に発展する。	・物品調達は、県の財務等に関する規則に準じた手続きにより事務組織が行うことで、取引業者と研究員等との不正取引を防止する。
・旅行実績や物品の検収確認等が不十分のため、カラ出張や旅費の水増し請求、業者への預け入れ等、不適正な請求等で、不適切な処理につながる。	・出張、物品の納品・検収等の手続きは、県の規則等に準じた取扱いにより、不適切な事務処理を防止する。

5 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	防止計画
・公的研究費の使用ルールの認知不足により、不正の発生につながる。	・構成員にとって分かりやすい公的研究費の使用ルールを定め、使用ルール等の相談窓口を設置し周知する。
・告発、調査等に関する取扱いが不明確なため、抑止効果が希薄になり、不正の発生につながる。	・公的研究費の不正使用防止に関する調査体制、手続き等を整備し、機関内外からの告発を受け付ける窓口を設置し、HPで公表し周知する。

6 モニタリングの充実

不正発生の要因	防止計画
・不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	・内部監査を定期的、臨時的に行い実態把握に努めるとともに研究員等へのヒアリングも積極的に行う。 ・コンプライアンス推進責任者は、モニタリングを実施し、必要に応じて改善を指導する。